

令和 8 年度第 1 回松伏町総合教育会議 会議録

開 催 日 時		令和 8 年 6 月 17 日（水） 午後 3 時 3 5 分から午後 4 時 3 5 分まで		
会 議 会 場		松伏町役場本庁舎 3 階 第二会議室		
出 席 者 氏 名	構 成 員	松伏町長	高 野 祐 大	
		松伏町教育委員会教育長	谷ヶ崎 均	
		松伏町教育委員会教育長職務代理者	渡 邊 淳 子	
		松伏町教育委員会教育委員	會 田 隆	
		松伏町教育委員会教育委員	増 田 芳 彦	
		松伏町教育委員会教育委員	池 田 千恵美	
	事務局等	政策総務課長	小野澤 智 昭	
		政策総務課主幹	中 村 勝 利	
		政策総務課主査	菊 地 真由子	
		教育文化振興課長	小 滝 文 人	
		教育総務課長	坂 寄 秀 彰	
		教育総務課主幹	倉 持 孝 弘	
		教育総務課主任指導主事	小 山 健	
教育総務課主任指導主事		舟 津 智 之		
教育総務課主任指導主事	野 田 陽 平			
欠 席 者		なし		
傍 聴 人		なし		
次 第 （協議又は調整が行 われた事項）		1 開会 2 町長挨拶 3 教育長挨拶 4 協議・調整事項 （1）令和 7 年度における町内小中学校のいじめ及び長期欠席者の発生 状況について 5 報告事項 （1）松伏町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措 置実施計画について 6 その他 7 閉会		
配布資料		・ 令和 8 年度第 1 回松伏町総合教育会議次第 ・ 令和 8 年度第 1 回松伏町総合教育会議出席者名簿 ・ 資料 1 令和 7 年度いじめの認知件数と解消件数 ・ 資料 2 令和 7 年度長期欠席者の状況 ・ 資料 3 松伏町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確		

	保措置実施計画について ・松伏町総合教育会議運営要綱 ・松伏町総合教育会議傍聴要綱 ・松伏町総合教育会議傍聴要綱運用基準
議事録作成者	政策総務課総合政策担当 主査 菊地 真由子

協議又は調整の要旨

議事	発言者	発言内容・決定事項
1 開会	事務局	会議の開会を宣言
2 町長挨拶	町長	町長の挨拶
3 教育長挨拶	教育長	教育長の挨拶
4 協議・調整事項		
会議録署名人の確認	事務局	会議録署名人は、町長部局側で町長と教育委員会側で渡邊委員の2名となる旨を報告する。
(1) 令和7年度における町内小中学校のいじめ及び長期欠席者の発生状況について	事務局	協議・調整事項の進行は、会議招集者である町長に依頼する。
	町長（議長）	次第 4 協議・調整事項の（1）令和7年度における町内小中学校のいじめ及び長期欠席者の発生状況について、事務局より説明を求める。
	事務局	（資料1に基づいて説明） ・本資料は、令和8年3月31日現在の状況について、令和8年4月に実施した「いじめ等に関する調査」の結果をとりまとめたものである。 ・調査対象は町内の全小・中学校であり、令和7年度中に認知されたいじめ事案及び解消件数等を基に集計している。 ・「1. いじめの認知件数と解消件数」について、小学校の認知件数は、前年度と比較して96件減少し、221件である。 ・中学校の認知件数は、前年度と比較して5件増加し、60件である。 ・町内全体では合計281件のいじめ事案を認知、前年度と比較して91件減少している。 ・昨年度より、いじめの認知件数については、継続して指導・支援を行っている案件と、年度中に初めて認知した案件を明確に区別して管理する運用へと見直しをした。 ・具体的には、年度中に既に認知している児童生徒については、その後、新たないじめ事案を認知した場合で

		あっても、新たな認知者として重複して計上するのではなく、同一児童生徒に係る継続案件として管理。 • そのため、従来は継続案件や同一児童生徒に係る複数の事案が認知件数として積み上がっていた学校では、年度中に初めて認知した児童生徒のみを「新規認知者」として計上する整理となったことから、松伏小学校の認知件数が大きく減少したものと考えられる。 • したがって、今回の件数減少は、いじめの把握や対応が縮小したことによるものではなく、集計方法を整理し、実態に即した管理を行うよう運用を見直したことによる影響が大きいものと分析している。 • 認知率とは全児童生徒数に対して「いじめ」として認知した割合を示す指標である。 • 町内小学校の認知率は、19.3%、中学校は8.9%である。 • 認知率が高いことは、必ずしも「いじめが多発している」ことを意味するものではなく、むしろ「軽微なトラブルや児童生徒の小さなSOSを見逃さず、いじめを積極的に認知し、早期対応につなげよう」という学校の姿勢の表れと捉えている。 • 認知された事案の解消済件数は、小学校166件、中学校46件、町全体で212件である。 • 令和8年3月31日現在、未解消の事案は69件であり、いじめ防止基本方針に基づき、少なくとも3か月間は経過観察を行った上で解消を判断するため、年度末に認知された事案が含まれる。このことから、1月以降の事案については、令和8年3月31日現在、未解消事案として計上されているが、現時点では、69件すべて指導や保護者との連携を終え、解消している。 • 「2. いじめの認知件数の学年別内訳」について、小学校では、3・4年生における認知件数が最多、次いで2年生、1年生となる。これは、児童の活動範囲や交友関係が広がり、集団で行動する機会が増えるとともに、自分の思いや考えを表現する場面が多くなる時期であることから、人間関係の行き違いやトラブルが生じやすくなることが要因の一つと考えられる。 • 中学校では1年生の認知件数が最多、全体の約半数を
--	--	---

		占める。中学校へ進学し、新たな学級や友人関係、部活動など新しい環境に適応していく過程で、対人関係に起因するトラブルが生じやすいことが背景にあると考えられる。 • 本町で認知されているいじめの多くは「冷やかしからい」など比較的軽微な事案であり、学校ではこうした小さなトラブルも見逃さず、いじめとして積極的に認知。早期の指導・支援を行うことがいじめの重大化を防ぐことにつながると考えている。今後も、教職員が児童生徒一人一人の様子を丁寧に見取り、小さな変化やＳＯＳを見逃さないきめ細かな支援を継続し、いじめの未然防止と早期対応に努める。 • 「３. いじめの態様」について、最も多いのは冷やかしからい関連で、全体の約３分の２を占めている。次いで、「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」といった身体的接触による事案が多く認知され、「仲間外れや集団による無視」や「金品を隠されたり壊されたりする」事案も一定数確認されている。これは、友人同士の日常的な関わりの中で生じる比較的軽微なトラブルについても、いじめとして積極的に認知し、重大化する前の段階で早期対応を図っていることが特徴と考えている。 • 件数は多くないが、ＳＮＳやインターネットを介した誹謗中傷など、オンライン上での事案も確認されている。デジタル機器の利用が日常化する中で、学校外で発生したトラブルが学校生活に影響を及ぼすケースもあり、引き続き注意が必要。そのため、児童生徒主体によるネットルールづくりや情報モラル教育を推進するとともに、教職員を対象としたネットトラブル対応研修を実施し、オンライン上を含めた生徒指導体制の充実を図っている。今後も、日常の小さなトラブルを見逃すことなく、早期発見・早期対応を徹底、情報モラル教育の充実を図り、いじめの未然防止に努める。 • 「４. いじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定する重大事態発生件数」について、令和７年度、いじめに起因する重大事態の発生はなし。今後も、学校、教育委員会及び関係機関が連携し、いじめの早期発見・早
--	--	--

		期対応を徹底することで、重大事態の未然防止に努める。 • 今後の取り組みとして、令和8年度における今後の具体的な取り組みについて3点説明する。 ①生活アンケート調査の充実について、年3回、全校児童生徒を対象にアンケートを実施。児童生徒の悩みや学校生活の不安を把握するとともに、必要に応じて個別面談や保護者との連携につなげることで、いじめの早期発見・早期対応を図る。 ②情報共有・連携体制の強化について、学校内はもとより、教育支援センター「ひだまり」やすこやか子育て課など、関係機関との連携を密にし、必要に応じて教育委員会も積極的に関わることで、多面的かつ継続的な支援体制を構築している。複雑化・多様化する事案については、多くの視点から対応することで、児童生徒に寄り添った支援を推進。 ③ICTを活用した相談体制の充実について、一人一台端末を活用した相談窓口や「今日のこころの天気」などの取組を継続し、児童生徒が教職員へ気軽に相談できる環境づくりを進めている。また、ICT教育推進委員会を中心に、児童生徒主体によるネットルールづくりや情報モラル教育を推進し、SNS等を介したトラブルの未然防止にも取り組んでいる。 • 児童生徒の小さなSOSを見逃さない体制づくりを推進することで、早期発見早期対応に組織的に取り組む。 (資料2に基づいて説明) • 令和7年度の町内小・中学校における長期欠席児童生徒の状況について、長期欠席児童生徒とは、同一年度内に30日以上欠席した児童生徒を指す。うち「不登校」とは、病気や経済的な理由を除き、さまざまな心の不安や人間関係の問題などで登校できない(しない)状態をいう。不登校の主な理由は、「友人関係又は教職員との関係に悩んでいる」、「非行、無気力でなんとなく登校しない」、「登校したいが、身体の不調を訴え登校できない」、「漠然とした不安を訴え登校しない」など、不安を理由に登校できない」など。 • 小学校の長期欠席児童は55名で、前年度は同調査で
--	--	--

		77名となっており、22名の減。中学校の長期欠席生徒数は76名で、前年度同調査70名で6名の増となっている。学年が上がるごとに長期欠席児童生徒数が増加する傾向だが、小学校の長期欠席児童数は減少傾向にある。 • 令和6年度と7年度の不登校の割合の比較について、小学校3年生以上の学年が昨年度よりも増加傾向にあり、特に小学校では3年生と6年生、中学校では1～3年生すべて学年で増え方が大きくなっている。 • 長期欠席の割合の比較について、中学校では2年生が5.44%増え、小中学校ともに他の学年は減少した。 • 全体でみると、長期欠席は減少傾向、不登校は増加傾向にある。昨年度、小学校3校にスペシャルサポートルームを設置したことが長期欠席児童数の減少につながったと考えられる。 • 小学校3年生の不登校児童数の増加には、学習する教科が増え、担任だけでなく専門教科を担当する様々な教員等とのかわりへの不慣れが一つの大きな要因だと考えられる。国の割合を見ても、低学年から不登校となる児童が増えている状況がある。小学校6年生の不登校児童数の増加は、進学や友達との関係づくりに対する不安が大きな要因に挙げられる。 • 中学校の不登校生徒数の増加には、学習が難しくなることへの不安、心身の成長への悩み、部活動など人間関係の幅が広がることで、様々な悩みを抱える生徒が増えていることが要因の一つと考えられる。 • 本町の重点取組みの一つとして、小中連携に力を入れている。アセスメントシートを活用し、明確な視点をもって子供たちを見取り、支援し、次学年や中学校へつなげるというシステムを構築している。また、教育相談担当者連絡協議会を年3回開催し、小中学校における長期欠席・不登校児童生徒の情報交換や支援について意見交換を行っている。 • 授業や学級経営の中にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、どの子にとっても分かりやすく安心できる学習環境づくりを進めている。松伏町学力向上スタンダードという授業づくりのマニュアルを作成、どの小中学校の先生も同じように授業ができるよう支援し
--	--	--

		ている。 ・小中学校共に、教室や集団等に適応できない児童生徒の居場所となっている松伏町教育支援センター「ひだまり」利用者も増えている。ひだまりには、相談員をはじめ専属の職員がおり、様々な困り感を抱える子供たちに寄り添った支援をしている。 ・教育相談については、学校や「ひだまり」、すこやか子育て課など、様々な関係機関に加え、難しい事案については、教育委員会も関わり実施している。相談に来る保護者は、様々な困り感を抱えているが、相談相手を学校外に求めているケースも多く見受けられる。 ・児童生徒については、学校生活や人間関係に悩みを抱えていても、なかなか相談できない場合もある。だれでも、いつでも、相談ができるよう、スクールカウンセラーの活用や、一人一台のタブレット端末を活用した「教育相談窓口」、「今日のこころの天気」を行い、児童生徒の小さな SOS を見逃さない体制づくりを推進している。 ・各小中学校において、校長先生をはじめ、先生方が一丸となり、日々の授業や学級経営、学校行事の充実を図ることで、子供たちが、「安心できる」「楽しい」と感じられる学校づくりを推進している。また、管理職や教育相談主任が中心となり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携することで、様々な児童生徒の悩みに寄り添っており、各学校における取組も長期欠席・不登校への対応に繋がっている。 ・今後も、学校や関係機関と密に連携し、子供たちの気持ちに寄り添い、長期欠席・不登校の未然防止や児童生徒の支援に努める。
	町長（議長）	・質問等を求める。
	構成委員	・タブレットでの相談件数はどれくらいか。
	町長（議長）	・事務局より説明を求める。
	事務局	・集計はしていないが、大体ひと月に 1 件あるかないか。相談内容としては、いじめというよりは家庭状況や、他様々な相談があり、あくまで SOS を出す一手段となっている。
	町長（議長）	・ほかに質問等を求める。

	構成委員	• 全ての説明で数字の元になっているのは多分アセスメントシートの結果に基づいているのだろう。アセスメントシートの内容について、いじめの対象がいろいろと様変わりしているように思う。今までは子供対子供がほぼ 100%に近かったのではないかと思うが、子ども対大人、子供対教員ということもあるかもしれない。子供たちが手段として表現するアセスメントシートの内容を、その時のいじめの内容のものに変えて答えやすいようにしていくことも必要かと思う。
	町長（議長）	• 事務局より説明を求める。
	事務局	• アセスメントシートは、年間 30 日以上休んだ長期欠席者に対して、学校が内部資料として作成している。保護者や子供たちに見せることはない。引き継ぎ案件が多くあるため、次の担任や学年主任がゼロからのスタートで解決への関係づくりに 1 年経ってしまったということがないよう引き継ぎを行わなければならない。アセスメントシートの内容について、町の様式も 3～4 年使っているので、今後見直すことも考えている。 • いじめについて、昔は感覚的な分かりやすい要因が多かったが、今は一度不登校になると要因がひとつというのはあまりないのご理解いただきたい。家庭的な要因、習い事の要因など色々あるので、本町としては学校に行けない状態にしない努力をしていかなければいけない。戻す努力は並大抵のものではなく、断続的でもいいから来れる場所として SSR（スペシャルサポートルーム）やひだまりがあるので、完全に行けないという状況にはしないよう常に努力している。
	構成委員	• ありがとうございます
	町長（議長）	• ほかに質問等を求める。
	構成委員	• 昨日の越谷地区の保護士会の犯罪予防部会にて、SNS トラブルなどで女性間でのいじめがあるというような話があった。ただ越谷警察署、吉川警察署ではそういった話はないらしく、三郷や松伏ではどうか。初期段階で芽をつんでもらって重大な事態に至っていないのと思うが、恐喝や暴行などがあるという情報があれば教えていただきたい。
	町長（議長）	• 事務局より説明を求める。

	事務局	• 少なくとも私が課長になってから、女性間のみでのいじめ、手を出すなど報告を受けたことはないが、部活内のトラブルや SNS のトラブルはよく耳にする。今、話にも出たように、男女交際中に相手に無許可で動画や写真を撮影し、他の人に広めるのはここ近年増加傾向。松伏町でも何件かあり、今年も起きている。吉川警察署に聞くと、管内ではもっとすごいようで、吉川警察署を呼んでももらえれば指導もできるという助言をいただいている。学校についても、改めて定期的に指導をするよう校長会や教頭会でも話をしているところである。
	構成委員	• 実際にはあるが、芽のうちに摘んでいただいて重大事態が発生していないという苦労も見える。引き続き、対応対策をしていただきたい。
	町長（議長）	• ほかに質問等を求める。
	構成委員	• 町全体で 69 件は必要な指導が進んでいるということで安心している。一つ心配なことは、教員の数による学校の規模によって対応の仕方が違うといけなと思う。1 人に対して複数の教員が関わるという体制づくりを作っていくべき。規模の小さい学校は 1 人がつまずいて行き違いが出てしまうと、1 年間ずっと同じ先生と同じ子供の人間関係で変わらない。学年が進んでも同じで、これをどう校内で解消していくかが課題。そこを考えた上で、町全体を捉えて進めていかないと難しい。若手で経験年数が少ない先生が抱え込んだときに、自分の子供を守りたい親の気持ちはみな同じで、加害者も被害者も口の強い方に負けてしまう。特に経験年数の若い先生、教員になりたての先生には難しい。管理職が関わる、低中高学年でペアを組むなど複数で対応にあたると抱え込まなくて済む。いじめや不登校も含めてクラスの中で 2、3 人抱え、メンタル面で病欠となる先生方が出る前に、抱え込まない指導体制を作っていくことがベストかと思う。 • 先ほど校長先生が言われたように吉川警察に上がる事案があるらしい。担任、子ども、管理職が関わって解消できるような問題が、最終的に親のトラブルにまでなり警察に相談されるケース。初期段階で対応できる

		体制づくりが必要。
	事務局	• いじめの窓口が担任であることは間違いないが、法律上、担任が抱え込まないことが定められている。各学校ごとにいじめ基本方針を定めており、保護者にもホームページで周知をしている。 • 資料 2 について、学校の規模によって対応が違うのはその通りだと思う。金杉小に関しては近年単学級だが、週 1 回打合せの場をとるようになって少し落ち着いた。二小では学年ごとに会計年度を割り振って複数で対応している。基本的には担任で解決できるものが多いが、うまくいかない時は、管理職がすぐ代わる、目の前で電話をかけさせるなどなるべく教員の負担にならないよう引き続き指導していきたい。
	構成委員	• スクールカウンセラーがもっと関わることはできないのか。
	事務局	• スクールカウンセラーは県からの派遣で、各学校月 1 回あるかないか。件数は 1 日 5 件くらい受けられる体制がある。多くは不登校で、人間関係の相談もある。足りない実感はあり、毎年増員の要望を出している。今後も出し続けていきたい。
	構成委員	• 松伏町の予算でスクールカウンセラーの要請は難しいか。
	事務局	• 学校ごとに見ると 1 日を通して毎回相談があるわけではないので、町の予算ではなかなか難しい。反面今、心理士に予算をいただいている、発達検査を中心に使っているが、もう少し件数を見ながらそちらにも活用できるよう検討していきたい。
	町長（議長）	• ほかに質問等を求める。
	構成員	• 子供自身からでなく保護者からの SOS だとなかなか学校側は動けないのか。親から学年主任の先生に相談して気にかけてくれるようになったが、子供たちの中では何も変わっていなかったことがあった。重大な事態にならず解決したのでよかったが。
	事務局	• 本来は子供や保護者から相談があった時点で対応すべき。その事案については対応が不足していたと思うので改めて指導したい。弁護するわけではないが、学校はこれまでの経緯やいろんな背景を見ている。担任だけが窓口ではなく、学年主任、校長、教頭、担任以外

		の教職員、教育委員会、ひだまりでも声を上げていただきたい。
	構成委員	・以前は屈託のない笑顔だったのに堅苦しく笑うようになってしまった生徒を知っている。重大事態にはなっていないけどその方にとっては重大で、いじめの解決ってどこなのか疑問。数字でゼロというのを見て考えてしまった。家庭で指導する機会ももちたいかなと思う。
	事務局	・今、いじめも多岐にわたっている。口で言い合うこと、学校内で起きていることの他に、帰宅後、携帯でのやり取りで起こる場合もある。警察など関係機関とも連携しながら、その子が負担にならないように、遠慮なく相談してほしい。学校だけが伝える手段ではない。いろいろな相談場所を活用してもらいたい。

5 報告事項

1) 松伏町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	町長（議長）	次第 5 報告事項の（1）松伏町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、事務局より説明を求める。
	事務局	（資料3に基づいて説明） ・資料「松伏町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について報告する。 ・1. 計画の策定経緯及び趣旨について、令和8年4月からの改正給特法の施行に伴い、文部科学省の指針に則り、本町の「学校における働き方改革基本方針」と一体的なものとして本計画を策定した。教職員が専門性を発揮し、子供たちへの教育活動に全力で取り組めるよう、健康確保のための取組を示すものである。 ・本町における最大の課題は、教職員の業務が未だ長時間に及んでいる現状であり、この課題を打開するため、「時間外在校等時間に関する目標」として、年度ごとの段階的な数値目標を設定した。具体的には、令和7年度に「月80時間未満100%」を掲げ、過労死ラインを完全に解消し、本年度は、長時間勤務者の大幅削減として「月60時間未満100%」を掲げ取り組んでいる。令和9年度までには国の基準である「月45時間以内100%」の達成を

		目指す。 ・「実施する業務量管理・健康確保措置」として、具体的な改善策を4つの柱で展開。特に新規事業について、1つ目の「負担軽減」では、アンケート類の電子申請化による調査回数・項目の削減を行い、業務の負担軽減に繋げる。2つ目の「ワーク・ライフ・バランス」では、各校の状況に応じた「退校時間の設定」や、「ストレスチェックの活用推進」により、職場環境の是正と意識改革を図る。3つ目の「健康を意識した働き方」では、ICカード等による客観的な在校時間の把握を徹底する。万が一、「月80時間を超える教職員」や「慢性的に長時間勤務が改善されない教職員」が確認された場合は、教育委員会が直接面談を実施し、管理職への指導並びに健康管理、業務改善を直接行う。最重点取組として、「学校諸問題相談窓口の設置検討」や「教員支援員等の配置増加」にも努める。 ・関連する取組と今後のフォローアップについて、本計画の実効性を担保するため、目標未達成や持ち帰りが常態化している「課題校」に対しては、教育委員会が速やかに直接ヒアリング・個別指導を行う「PDCAサイクル」を確立し、確実に改善を進める。本計画を通じて業務の効率化と健康管理を徹底し、教職員が笑顔で子供たちと向き合える環境を確実に整備していく。教育委員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。
	町長（議長）	・質問等を求める。
6 その他	町長（議長）	次第 6 その他について、質問を求める。
	構成委員	・将来的なプール対策について伺いたい。
	事務局	・学校のプールについて、近年、県内でも全国的にも中学校のプールをやめているところが増えている。プールの老朽化と費用対効果の問題がある。本県としても、プールの今後のあり方について検討していく予定がある。近隣の春日部では中学校は座学のみ。せめて小学校だけはやろうというところも増えてきている。状況を見ながら効果的な方法を検討していきたい。
	構成委員	・水泳教室に通っている人は泳げるが、みんながみんなそうではない。泳げないまま成人する人も出てくる。泳力はあった方がよい。
	事務局	・プールは全国的な自治体での課題。春日部市の施策はすごく勉強になっているし情報交換もしている。
	構成委員	・当たり前にあったものだから、プールができないこと

		にさみしさを覚えた。
	町長（議長）	・ほかに質問等を求める。
	構成委員	・インスタグラムで DM 欄をスクリーンショットすると、相手に通知がいくようになった。子供たちは最近 LINE よりインスタグラムの DM でやり取りをすることが多い。もしかしたら相手に通知が行くのを恐れてスクリーンショットをストーリーにあげるトラブルが減るかもしれないが、新たなトラブルになるのではとも思う。
	事務局	・次々と新しい手段が出てくると思うので、警察の指導も常に参考にしながら、できることは対応していきたい。
	町長（議長）	・質問等を求める。
	構成委員	【意見・質問なし】
7 閉会	町長（議長）	・協議、調整事項について終了する。進行を事務局へ戻す。
	教育長職務代理者	会議の閉会の挨拶
	事務局	・終了し散会

上記記載事項は、令和 8 年 6 月 17 日松伏町役場第二会議室において開催した、令和 8 年度第 1 回松伏町総合教育会議の内容を記録したものに相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 8 年 7 月 15 日

署名人の職・氏名 町長 高 野 祐 大

署名人の職・氏名 教育委員 渡 邊 淳 子